



# 熊本県公報

第13362号  
令和6年(2024年)  
9月3日(火)  
(毎週 火・金発行)

## 目次

告 示	
○道路の区域変更	(道路保全課) 1
○令和6年9月熊本県議会定例会の招集	(財政課) 1
○漁船保険義務加入同意の承認(川口加入区)	(団体支援課) 2
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の廃止	(障がい者支援課) 2
○道路の占用を制限する区域の指定	(道路保全課) 2
○道路の占用を制限する区域の指定の解除	( ) 4
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定	(障がい者支援課) 4
○道路の供用開始	(道路保全課) 4
公 告	
○土地改良区の役員を選任等	(農村計画課) 5
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(建築課) 6
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	( ) 6
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	( ) 6
○ミニマルファブ用マスクレス露光装置調達に係る落札者の決定	(管理調達課) 6
○ミニマルファブ用デベロッパ装置調達に係る落札者の決定	( ) 7
登 載 依 頼	
○銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項及び同法第12条の3に規定する診断を行う医師の指定	(警察本部生活環境課) 7
○熊本県人事委員会に係る高度情報化の推進及び電子計算機等の管理に関する規程の一部を改正する訓令	(人事委員会) 8

## 告 示

### 熊本県告示第754号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和6年(2024年)9月3日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年(2024年)9月3日

熊本県知事 木 村 敬

#### 1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	人吉水俣線	球磨郡球磨村大字一勝地甲 50番2地先から	前	4.0 ～ 10.4	759.9	災害関連工事
			後	4.0 ～ 10.4	759.9	
		同所 412番2地先まで	後	4.0 ～ 9.0	745.3	

#### 2 区域を変更する期日 令和6年(2024年)9月3日

### 熊本県告示第755号

令和6年(2024年)9月11日に熊本県議会の定例会を、熊本市に招集する。

令和6年(2024年)9月3日

熊本県知事 木 村 敬

## 熊本県告示第756号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、川口加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めるので、同法第112条の2第3項の規定により公示する。

令和6年(2024年)9月3日

熊本県知事 木 村 敬

## 熊本県告示第757号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。

令和6年(2024年)9月3日

熊本県知事 木 村 敬

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	廃止年月日
福祉と農業の会(福農会) 山鹿市鹿央町千田836-2	NPO法人花織部 熊本市北区植木町富応17 02番地3 大木 博幸	就労継続支援A 型	令和6年(2024年)3 月31日

## 熊本県告示第758号

道路法(昭和27年法律第180号)第37条第1項の規定により道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、令和6年(2024年)9月3日から2週間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年(2024年)9月3日

熊本県知事 木 村 敬

## 1 道路の占用を制限する区域

路線名	起 点	終 点
一般国道324号	上天草市松島町合津(合津インターチェンジ)	上天草市松島町今泉(知十インターチェンジ)
県道3号 大牟田植木線	荒尾市上平山(県道29号荒尾南関線交点)	玉名郡南関町宮尾(県道29号荒尾南関線交点)
県道4号 玉名八女線	玉名市両迫間(国道208号交点)	玉名市玉名(市道交点、諏訪神社近く)
県道5号 大牟田南関線	玉名郡南関町関下(県道29号荒尾南関線交点)	玉名郡南関町関外目(南関インターチェンジ)
県道6号 玉名立花線	玉名市秋丸(県道302号稲佐津留玉名線交点)	玉名市玉名(県道16号玉名山鹿線交点、玉杵名大橋右岸側)
県道10号 南関大牟田北線	玉名郡南関町関東(県道29号荒尾南関線交点)	玉名郡南関町関下(国道443号交点)
県道16号 玉名山鹿線	玉名市玉名(県道6号玉名立花線交点、玉杵名大橋右岸側)	玉名市上小田(県道309号瀬川玉東線交点、玉杵名大橋左岸側)
県道29号 荒尾南関線	玉名郡南関町関東(国道443号交点)	玉名郡南関町関東(県道10号南関大牟田北線交点)
	玉名郡南関町関下(県道5号大牟田南関線交点)	玉名郡南関町関下(県道10号南関大牟田北線交点)
県道35号 牛深天草線	天草市河浦町河浦(一般国道389号交点)	天草市河浦町河浦(市道交点、天草市河浦支所近く)
	天草市牛深町(一般国道266	天草市牛深町(牛深中学校)

	号交点)	
県道37号 熊本 菊鹿線	菊池市七城町台(一般国道325号交点)	山鹿市菊鹿町下永野(市道交点、山鹿市菊鹿市民センター近く)
県道40号 南小 国波野線	阿蘇市一の宮町萩の草(県道11号別府一の宮線交点)	阿蘇郡南小国町赤馬場(県道134号南小国上津江線交点)
県道43号 錦湯 前線	球磨郡あさぎり町上南(県道260号皆越免田線交点)	球磨郡湯前町中里(一般国道219号交点)
県道58号 宇土 不知火線	宇土市住吉町(一般国道57号交点)	宇土市住吉町(宇土市網津支所近く)
県道106号 嘉 島甲佐線	上益城郡甲佐町白旗(県道239号御船甲佐線交点)	上益城郡甲佐町白旗(ロジスティード九州株式会社熊本出張所)
県道109号 大 浦港線	天草市有明町大浦(一般国道324号交点)	天草市有明町大浦(大浦港)
県道126号 大 牟田荒尾線	荒尾市荒尾(市道交点、打越交差点)	荒尾市荒尾(一般国道389号交点)
県道131号 笹 倉久住線	阿蘇郡産山村山鹿(県道40号南小国波野線交点)	阿蘇郡産山村産山(村道交点、産山村役場近く)
県道134号 南 小国上津江線	阿蘇郡南小国町赤馬場(県道40号南小国波野線交点)	阿蘇郡南小国町中原(大分県境)
県道138号 辛 川鹿本線	菊池郡菊陽町辛川(熊本市界)	菊池郡菊陽町辛川(国体道路交点)
	菊池市泗水町豊水(県道329号原植木線交点)	菊池市泗水町福本(県道329号原植木線交点)
県道139号 旭 志鹿本線	菊池市七城町辺田(一般国道325号交点)	菊池市七城町甲佐町(菊池市七城支所)
県道149号 河 陰阿蘇線	阿蘇市内牧(一般国道212号交点)	阿蘇市内牧(市道交点、阿蘇市内牧支所近く)
	阿蘇郡南阿蘇村河陰(県道28号熊本高森線交点)	阿蘇郡南阿蘇村河陽(一般国道325号交点)
県道156号 鏡 宮原線	八代市鏡町鏡(県道14号八代鏡宇土線交点)	八代郡氷川町宮原(一般国道3号交点)
県道178号 小 国停車場線	阿蘇郡小国町宮原(一般国道387号交点)	阿蘇郡小国町宮原(町道交点)
県道180号 南 田内大臣線	上益城郡山都町長田(一般国道218号交点)	上益城郡山都町浜町(矢部広域病院)
県道182号 田 迎木原線	上益城郡嘉島町犬渕(熊本市界、犬渕大橋)	上益城郡嘉島町犬渕(熊本市界、釈迦堂橋)
県道205号 原 立門線	菊池市重味(一般国道387号交点)	菊池市原(大分県界)
県道213号 内 牧坂梨線	阿蘇市一の宮町手野(県道213号内牧坂梨線交点)	阿蘇市一の宮町坂梨(県道213号内牧坂梨線交点)
県道218号 上 色見草部線	阿蘇市波野大字中江(一般国道265号交点)	阿蘇市波野大字中江(県道135号高森竹田線交点)
県道239号 御 船甲佐線	上益城郡御船町滝川(一般国道445号交点)	上益城郡甲佐町白旗(県道106号嘉島甲佐線交点)
県道269号 田 浦港線	葦北郡芦北町小田浦(一般国道3号交点)	葦北郡芦北町小田浦(田浦港)
県道302号 稲 佐津留玉名線	玉名市秋丸(県道4号玉名八女線交点)	玉名市両迫間(市道交点、玉名橋左岸側)
県道311号 新	菊陽町原水(県道30号大津植	菊陽町久保田(一般国道57号

山原水線	木線交点)	交点)
県道312号 中 小野浦川内線	宇城市松橋町萩尾(一般国道2 18号交点)	宇城市松橋町浦川内(松橋中央 工業団地)
県道329号 原 植木線	菊池市泗水町豊水(一般国道3 87号交点)	菊池市泗水町福本(市道交点、 泗水グラウンド近く)
県道338号 八 代不知火線	八代市建馬町(県道250号八 代港大手町線交点)	八代市中北町(市道交点、八代 第三中学校近く)
県道339号 北 外輪山大津線	菊池郡大津町引水(一般国道5 7号交点)	菊池郡大津町高尾野(町道交 点、熊本中核工業団地)
県道347号 寺 田岱明線	玉名市寺田(一般国道208号 交点)	玉名市岱明町開田(一般国道2 08号交点)

## 2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。)ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

## 3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

## 4 占用制限の開始の期日 令和6年(2024年)10月1日

## 熊本県告示第759号

道路法(昭和27年法律第180号)第37条第1項の規定により道路の占用を制限する区域の指定を解除することとしたので、同条第3項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、令和6年(2024年)9月3日から2週間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年(2024年)9月3日

熊本県知事 木村敬

## 1 指定を解除する区域

路線名	起 点	終 点
県道12号 天瀬 阿蘇線	阿蘇郡小国町黒瀨(大分県界、 下笠ダム)	阿蘇郡小国町黒瀨(大分県界、 杖立大橋)
県道16号 玉名 山鹿線	玉名市秋丸(県道6号玉名立花 線交点)	玉名市上小田(県道309号瀬 川玉東線交点、玉杵名大橋左岸 側)

## 2 占用制限の終了の期日 令和6年(2024年)10月1日

## 熊本県告示第760号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。

令和6年(2024年)9月3日

熊本県知事 木村敬

(精神通院医療)

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定年月日
いつき薬局 八代市田中西町1-3-5	令和6年(2024年)9月1 日

## 熊本県告示第761号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和6年(2024年)9月3日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年(2024年)9月3日

熊本県知事 木村敬

## 1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長	備考
-------	-----	-----------	----	----

主要地方道	芦北球磨線	葦北郡芦北町大字花岡 9番5地先から 同所 2番10地先まで	(メートル) 140.0	災害復旧 工事
-------	-------	---	-----------------	------------

2 供用を開始する期日 令和6年(2024年)9月5日

**公 告**

**熊本県公告第544号**

熊本市に事務所を置く寺迫土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により公告する。

令和6年(2024年)9月3日

熊本県知事 木 村 敬

役職名	氏 名	住 所
<b>退任</b>		
理事	坂口 惠弘	熊本市北区太郎迫町430番地
理事	坂田 隆教	熊本市北区北迫町876番地
理事	伊藤 修二	熊本市北区植木町辺田野1078番地
理事	坂田 浩幸	熊本市北区下碓川2丁目3番地41
理事	田尻 二利	熊本市北区万楽寺町479番地
理事	田尻 孝吉	熊本市北区万楽寺町204番地1
理事	野口 幸生	熊本市北区太郎迫町324番地
理事	坂口 秀雄	熊本市北区太郎迫町433番地
理事	村上 建夫	熊本市北区立福寺町1291番地
理事	奥村 昭一	熊本市北区立福寺町1447番地
理事	上村 幸一	熊本市北区北迫町513番地1
理事	江藤 信行	熊本市北区植木町鑑田102番地4
監事	田尻 正直	熊本市北区万楽寺町257番地
監事	村上 幸広	熊本市北区立福寺町1292番地
監事	伊藤 嘉男	熊本市北区植木町辺田野61番地1
<b>就任</b>		
理事	坂口 惠弘	熊本市北区太郎迫町430番地
理事	坂田 浩幸	熊本市北区下碓川2丁目3番地41
理事	坂田 隆教	熊本市北区北迫町876番地
理事	野口 幸弘	熊本市北区太郎迫町327番地
理事	内田 智浩	熊本市北区万楽寺町201番地2
理事	山野 勝弘	熊本市北区立福寺町1458番地
理事	坂梨 博則	熊本市北区立福寺町815番地
理事	内田 誠一	熊本市北区太郎迫町714番地1
理事	内田 日出美	熊本市北区植木町鑑田6番地
理事	伊藤 修二	熊本市北区植木町辺田野1078番地
理事	田尻 英光	熊本市北区万楽寺町75番地5
理事	村上 央充	熊本市北区立福寺町1401番地2
理事	福住 良子	熊本市北区西梶尾町819番地
監事	上村 幸一	熊本市北区北迫町513番地1
監事	野口 晴也	熊本市北区太郎迫町3番地
監事	小森田 巧	熊本市北区植木町萩迫286番地1
監事	嶋津 栄二	熊本市北区梶尾町283番地5

**熊本県公告第545号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
令和6年（2024年）9月3日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市豊岡字群前2406番4  
604.94平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
合志市幾久富1909番地689  
有限会社西武ホーム

**熊本県公告第546号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
令和6年（2024年）9月3日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡大津町大字杉水字一ノ迫2970番1、同2970番2、同2970番3、同2970番4、同2972番1、同2973番2、同2975番、同2976番及び里道の一部  
10,977.57平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
菊池郡大津町大字杉水3739番地9  
株式会社サトウロジック

**熊本県公告第547号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
令和6年（2024年）9月3日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡菊陽町大字津久礼字下沖野2998番1の一部及び同2999番1の一部  
2,953.54平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
菊池郡菊陽町大字津久礼2045番地  
吉村 潤

**熊本県公告第548号**

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条第1項の規定により次のとおり公示する。  
令和6年（2024年）9月3日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
ミニマルファブ用マスクレス露光装置 発注仕様書のとおり
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
熊本県出納局管理調達課調達班  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和6年（2024年）8月9日
- 4 落札者の氏名及び住所  
稲畑産業株式会社 東京本社  
東京都中央区日本橋室町二丁目3番1号
- 5 落札金額  
47,212,000円（うち消費税及び地方消費税の額4,292,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日  
令和6年（2024年）6月28日

**熊本県公告第549号**

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条第1項の規定により次のとおり公示する。

令和6年（2024年）9月3日

熊本県知事 木 村 敬

- 落札に係る物品等の名称及び数量  
ミニマルファブ用デベロッパ装置 発注仕様書のとおり
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
熊本県出納局管理調達課調達班  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 落札者を決定した日  
令和6年（2024年）8月9日
- 落札者の氏名及び住所  
稲畑産業株式会社 東京本社  
東京都中央区日本橋室町二丁目3番1号
- 落札金額  
46,574,000円（うち消費税及び地方消費税の額4,234,000円）
- 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 特例政令第6条に規定する公告を行った日  
令和6年（2024年）6月28日

**登載依頼****熊本県公安委員会告示第8号**

銃砲刀剣類所持等取締法等法令事務取扱規則（平成21年熊本県公安委員会規則第12号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定により、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第4条の3第2項に規定する診断を行う医師及び法第12条の3に規定する診断を行う医師を令和6年9月1日付けで次のように指定したので、規則第6条第3項の規定により告示する。

令和6年9月3日

熊本県公安委員会委員長 吉田 賢一

**1 法第4条の3第2項に規定する診断を行う医師**

医師の氏名	医療機関の名称及び所在地	診断の対象者	指定期間
藤岡 俊宏	医療法人敬愛会 城山病院 熊本市西区上代九丁目2番20号	介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症である者	指定日から起算して3年間
木村 武実	熊本駅前木もれびの森心療内科精神科 熊本市西区春日二丁目1番24号 グッドライフ熊本駅前2階	同上	同上

**2 法第12条の3に規定する診断を行う医師**

医師の氏名	医療機関の名称及び所在地	診断の対象者	指定期間
三笥 宏	医療法人社団映和 みとま神経内科クリニック 熊本市中央区新大江二丁目5番12号	法第5条第1項第3号に規定する銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号。以下「政令」という。）で定める病気（政令第11条第3号に定める病気を除く。）にかかっている者並びに法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者	指定日から起算して3年間
相澤 明憲	医療法人佐藤会 弓削病院 熊本市北区弓削五丁目12番25	同上	同上

	号		
緒方 明	医療法人有働会 有働病院 荒尾市万田475番地1	政令第11条第3号に定める 病気にかかっている者	同上
山角 公明	医療法人カジオ会 八代病院シーサイドこころケ アステーション 八代市郡築一番町179番地	同上	同上
藤岡 俊宏	医療法人敬愛会 城山病院 熊本市西区上代九丁目2番20 号	介護保険法第5条の2第1 項に規定する認知症である 者	同上
木村 武実	熊本駅前木もれびの森心療内 科精神科 熊本市西区春日二丁目1番24 号 グッドライフ熊本駅前2 階	同上	同上

熊本県人事委員会に係る高度情報化の推進及び電子計算機等の管理に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年9月3日

熊本県人事委員会委員長 出田 孝一

**熊本県人事委員会訓令第1号**

熊本県人事委員会に係る高度情報化の推進及び電子計算機等の管理に関する規程の一部を改正する訓令

熊本県人事委員会に係る高度情報化の推進及び電子計算機等の管理に関する規程（平成18年熊本県人事委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

題名中「高度情報化」を「デジタル化」に改める。

本則中「高度情報化の総合的かつ計画的な推進」を「行政のデジタル化及びデジタル社会の形成に向けた施策の総合的かつ計画的な推進」に、「情報セキュリティ対策」を「高度な情報セキュリティ対策」に、「高度情報化推進組織」を「デジタル化推進組織」に、「熊本県高度情報化の推進及び電子計算機等の管理に関する規程」を「熊本県デジタル化の推進及び電子計算機等の管理に関する規程」に改め、「例による。」の次に「この場合において第6条中「部局」とあるのは「人事委員会事務局」と、第7条中「所属」とあるのは「公務員課」と、同条第1項中「合議しなければならない」を「協議しなければならない」と、第8条、第9条及び第10条中「部局」とあるのは「人事委員会事務局」と読み替えるものとする。」を加える。

**附 則**

この訓令は、公布の日から施行する。